

# 信濃川水系河川整備計画（変更原案）に対する 各部会から頂いたご意見について

令和4年6月16日  
北陸地方整備局  
信濃川河川事務所



# 第2回信濃川水系流域委員会部会でのご意見と回答

(1/3)

令和4年2月16日  
北陸地方整備局

信濃川水系流域委員会上流部会・中流部会・下流部会のご意見と回答							
章	節	項	ページ	番号	ご意見	回答	部会
第1章 河川整備計画の基本的な考え方	第3節 計画の対象期間	P4	1		・地域住民はすぐに令和元年東日本台風に対応した整備が完了すると誤解する可能性があるため、整備には時間を要するという趣旨を記載する必要があるのではないか。	・委員の御意見も踏まえて、今後の課題とさせて頂く。 ※P4参照	上流部会
第4章 河川整備計画の目標	第1節 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する目標	P62					上流部会
第5章 河川の整備の実施に関する事項	第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	P66	2		・費用と工事工期の両面から、すぐに整備を完了することはできないため段階的に実施する旨を付け加えることが必要ではないか。		上流部会
第4章 河川整備計画の目標	第1節 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する目標	P62	3		・立ヶ花基準地点で8,300m <sup>3</sup> /sの流量に対応した河道がすぐに完成するわけではない。整備過程でどの程度の洪水が発生することを想定しているか教えていただきたい。	・気象現象であるため、整備過程で発生する洪水頻度を明言することは難しいが、整備過程においても被害を軽減する対策に取り組んでいく。例えば、地形的要因のため越水の危険が内在し、決壊した場合に甚大な被害が発生する区間ににおいて、粘り強い河川堤防等の整備といったハード対策や、ソフト対策といった減災対策に取り組んでいく。	上流部会
第5章 河川の整備の実施に関する事項	第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	P76					上流部会
第5章 河川の整備の実施に関する事項	第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	P71	4		・今後更なる気候変動による大規模な洪水が予想され、立ヶ花狭窄部について、河積を確保する河道掘削だけでは、狭窄部という地形的な制約から限界があるものと考えられ、狭窄部上流が氾濫原となると思われるが、氾濫原を遊水地として活用するという考え方はないか。	・今回の変更(原案)では、令和元年東日本台風洪水を踏まえて、立ヶ花基準地点で8,300m <sup>3</sup> /sの流量に対応した河道と、新潟県側の小千谷基準地点の11,000m <sup>3</sup> /sとの上下流バランスを考慮している。 ・今後、目標流量をさらに引き上げる場合には、委員の御意見のようなことも含め、今後検討を行うことも考えられる。	上流部会
第5章 河川の整備の実施に関する事項	第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	P76、77	5		・河川防災ステーションの整備、かわまちづくり、流域タイムラインの運用にあたっては、実際少し進めたところで課題をフィードバックして、何年かごとに計画を見直していくことも必要と考える。	・流域タイムラインについては、行政、防災関係機関が携わっており、PDCAサイクルを回して、洪水期の振り返りを行い、次に向けて改善をして体制をつくっていく。また、コミュニティタイムラインについては、現在長沼地区が先導的に行っており、住民自治協議会が災害対策本部を設置して運用されている。長沼地区では毎年、コミュニティタイムラインに基づく水害対応訓練を実施し、PDCAサイクルを回してコミュニティタイムラインを見直している。  ・かわまちづくりの具体的な事例としては、千曲川北信5市町のかまちづくりを進めている。ハード整備を進める中で、ワーキンググループを設けて、その活用方法等運用面の話し合いを行い、継続性のあるかわまちづくりを進めている。	上流部会
第6章 信濃川流域における流域治水の取組	第3節 被害の軽減、早期復旧復興のための対策	P107	6		・フィードバックの結果を踏まえて必要に応じて事業自体を変更するなど、アウトカム主義の視点も取り入れていただきたい。	・かわまちづくりについて、この場所をどのように活用していくかという話合いの中でハード整備の見直し等が必要になれば、計画を変更して進めていく。	上流部会
第5章 河川の整備の実施に関する事項	第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	P86	8		・自然再生事業の成果を生かしながら、希少種あるいは在来の種類に配慮して河道の掘削等を進めていただきたい。		上流部会

# 第2回信濃川水系流域委員会部会でのご意見と回答 (2/3)

信濃川水系流域委員会上流部会・中流部会・下流部会のご意見と回答							令和4年2月16日 北陸地方整備局
河川整備計画変更(原案)該当箇所				番号	ご意見	回答	部会
章	節	項	ページ				
第6章 信濃川流域における流域治水の取組			P104	9	・流域治水の取り組みとして考えていることがあれば教えていただきたい。	・現在、緊急治水対策プロジェクトにて、ため池の治水活用、既設ダムの事前放流、また下水道の分野では雨水貯留槽や各戸への雨水貯留タンク、農水省所管では田んぼダム、水田による雨水貯留の整備を行っている。ただし雨水貯留の可能性については、昨年3月に立ち上げた流域治水協議会にて、国土交通省だけではなく、農水、林野、下水道、あらゆる機関で検討を行っていく。	上流部会
第6章 信濃川流域における流域治水の取組	第3節 被害の軽減、早期復旧復興のための対策	第1項 マイ・タイムライン等の作成の支援・普及	P107	10	・資料一4-1の22ページ、タイムラインの中で、コミュニティタイムラインとマイ・タイムラインの記載がある。コミュニティタイムラインの作成主体はコミュニティ、それからマイ・タイムラインの作成主体は家族であり、国ではない。あくまで国はこれらのタイムライン作成の技術的な支援をする立場であることを、誤解を受けないように記載していただきたい。	・表現方法については検討課題とさせていただく。  ※P5参照	上流部会
			-	11	・5年後、10年後など段階的な目標があれば教えていただきたい。	・当面の整備としては、令和9年度末までの緊急治水対策プロジェクトにて、令和元年洪水対応として、立ヶ花基準地点で8,600m <sup>3</sup> /sの洪水を堤防から越水させないように整備を行う。ただし、令和9年度末までの緊急治水対策プロジェクト実施後も令和元年東日本台風と同規模の洪水を計画高水位以下で流下させることは難しく、あくまで堤防からの越水被害の防止を目標としている。	上流部会
第5章 河川の整備の実施に関する事項	第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	第1項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 4. 河川管理施設の安全性確保 (4)支川合流点処理	P83	12	・P17のバックウォーター対策について、柄吉川の合流部対策について具体な内容があるなら示してもらいた方が良いと思う。 ・令和元年東日本台風洪水時に発生した浄土川のバックウォーターによる浸水被害については対策しているのか？	・柄吉川の合流点処理については、具体的な方策について検討しており、今後整理、説明できるようにしていきたい。 ・資料一3に示している通り、浄土川のバックウォーターによる浸水被害については、緊急治水対策プロジェクトにおいて、県が浄土川の堤防整備を実施していくものであり、対処可能と考えている。	中流部会
第5章 河川の整備の実施に関する事項	第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	第3項 河川環境の整備と保全に関する事項 1. 河川環境の整備と保全 (1)多自然川づくりの推進	P86	13	・P11の堤外地の公募伐採について。治水上悪さをする樹林と、そうでない樹林があるはず。悪さをしない樹林は残すなど、メリハリのある対応をお願いしたい。	・河川管理上の必要性を勘案しながら対応しているところ。また、生態系への影響等については必要に応じて学識者に意見を伺いながら対応している。	中流部会
第5章 河川の整備の実施に関する事項	第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	第3項 河川環境の整備と保全に関する事項 1. 河川環境の整備と保全 (1)多自然川づくりの推進	P86	14	・樹木伐採について、必要最小限にしていただくことで生物の生息場として機能する。河川は「残された」貴重な自然環境になりつつある。かわちづくりの整備は人間の利用にとって良いかも知れないが、生き物の移動空間を残してほしい。	・人々の利用のみに配慮した整備というのではなく、環境への配慮、生物の移動への配慮などを検討した結果をふまえて実施するもの。引き続いて取り組んでいきたい。	中流部会
第6章 信濃川流域における流域治水の取組	第2節 被害対象を減少させるための対策	第1項 「まちづくりによる水害に強い地域への誘導	P106	15	・今後、ハザードマップがますます重要な位置づけになっていき、地域でも活用されるようになってくるだろう。 ・不動産業者に話を聞いたが、河川別に作られたハザードマップを住民に説明するのは難しい。複合した総合的なリスクが説明できず、どのような評価をするのか難しい。理解のためのアシストが必要だと思う。	・リスク情報については資料一3のP13に記載している。多段階の水害リスク情報を提供していく方向で考えている。計画規模より発生頻度の高い洪水での被害発生状況、何年に1回のリスクがあるのかを示していくになるため、リスク情報の利用者・説明者が分かりやすくできる改良となる。	中流部会
第6章 信濃川流域における流域治水の取組	第3節 被害の軽減、早期復旧復興のための対策	第3項 住民等への情報伝達手段の強化	P107	16	・ハザードマップのシナリオと異なる被害が発生した。バックウォーターを加味したハザードマップの作成は困難だが、難しい現象が生じるという仕組みを理解してもらう必要がある。避難を呼びかけるといった注意喚起はできないだろうか？	・支川合流部など、複雑な事象が生じる。支川管理者と協働しながら、具体的に避難情報等を出すツールを提供するなどし、水害リスクの空白地帯を埋めていく方向で検討を進めていく。	中流部会
第6章 信濃川流域における流域治水の取組	第3節 被害の軽減、早期復旧復興のための対策	第1項 マイ・タイムライン等の作成の支援・普及 第4項 要配慮者施設等の避難に関する取組	P107 P108	17	・ソフト対策がどの程度寄与したのか評価したいが、事後的なアンケートなどしか取れないので難しい。事前事後の分析、タイムラインが本当に役立っているかを評価した方が良い。評価せずに次から次へソフト対策が出てくると、住民も対応が大変だと思う。	・マイ・タイムライン等のソフト対策の評価についての重要性は認識しており、課題として考えていくべき。	中流部会
第5章 河川の整備の実施に関する事項	第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	第3項 河川環境の整備と保全に関する事項 1. 河川環境の整備と保全 (1)多自然川づくりの推進	P86	18	・(資料4-1の18ページ目)大型水鳥を指標とした生態系ネットワークに関しては、大型生物が生きていくためには中小生物、微生物、バクテリアまで含めた生き物の食物連鎖の循環があることから、信濃川の固有の生態系モデルを意識したモニタリングの実施や指標を設けていくべきである。また、河川は洪水などの擾乱で自然の激変があるとして、信濃川の流域全体としての自然のあり方みたいなものを計画に表現してもよいのではないか。	・生態系ネットワークに関しては、生態系ピラミッドの頂点にいる大型水鳥を指標種としているが、小さなプランクトンから魚類などのそれぞれの階層が生きていくことで大型水鳥が最上位種でいるべきである。また、河川は洪水などの擾乱で自然の激変があるとして、信濃川の流域全体として進めていくべきと思っている。	下流部会

# 第2回信濃川水系流域委員会部会でのご意見と回答

(3/3)

信濃川水系流域委員会上流部会・中流部会・下流部会のご意見と回答							令和4年2月16日 北陸地方整備局
河川整備計画変更(原案)該当箇所			番号	ご意見	回答		部会
章	節	項	ページ				
第5章 河川の整備の実施に関する事項	第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	第3項 河川環境の整備と保全に関する事項	P91	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域全体でその価値を考えていく中で、信濃川の特に下流域は、自然環境以外に都市の環境も含めた河川の状況であることについて、資料4-2の91ページ目については、河川の景観が自然中心の書きぶりになっている。やすらぎ堤の整備により、都市の中に大きな河川があって、そこに人が集って利用するという魅力的な空間は、全国的にもまれな都市空間であるので、関係機関との連携もあるが、その部分について、もう少し記載をされた方がよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市空間との調和等について、部分的な記載ではなく、もう少し充実した記載となるよう検討したい。</li> </ul> <p>*P6、7参照</p>	下流部会
第5章 河川の整備の実施に関する事項	第2節 河川の維持・修繕の目的、種類及び施行の場所	第1項 河川の調査、状態把握	P93	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料4-1の20ページ目の河川の維持管理については、河川環境の長期的な状態変化を把握し、その結果を分析評価し、影響緩和策を検討することはとてもよいことである。具体的にどういう状態になれば影響緩和策を検討するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分析評価の部分では、河床変動の計算技術の発展により短期・中長期の予測が可能になっていている。(影響緩和策については)河川の状態が予測どおりになっているかを定期的にモニタリングし、その結果を計算等にフィードバックしながら、設定した目標に近づいていない場合には影響緩和策を検討することになる。</li> </ul>	下流部会
				21	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的なモニタリングを通じて適切に解析評価を行い、フィードバックをしていくことが必要である。その際に、河川環境管理シートを活用するなどうまくフィードバックを進めて頂きたい。</li> </ul>		下流部会
第6章 信濃川流域における流域治水の取組	第2節 被害対象を減少させるための対策	第1項 「まちづくりによる水害に強い地域への誘導	P106	22	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料4-1の9ページ目のリスクの高い地域から低い地域への移転は人命被害を発生させない点で重要な施策と思われるが、河川整備計画の中に位置づけないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の河川整備計画変更には、リスクの高い場所から低い場所への移転については位置づけていない。今後、河川整備基本方針の目標が高くなり、計画上移転が必要となる場合には、地元の了解を得ながら流域治水の取り組みの中で話をしていくことを考えている。現時点では、目標流量が増えても河川整備により一定程度の安全性は確保できる。</li> </ul>	下流部会
				23	<ul style="list-style-type: none"> <li>低い土地というのは住みやすいので、危ない地域にどんどん人が住む傾向がある。今後の気候変動のことなどを踏まえると、ソフト面の対策と併せて何か考えていくべきである。</li> </ul>		下流部会
第5章 河川の整備の実施に関する事項	第2節 河川の維持・修繕の目的、種類及び施行の場所	第9項 総合土砂管理	P104	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料4-1の13ページ目の大河津分水路の河道拡幅の必要性は理解するが、本川下流海岸部の閑屋付近はこれまで大河津分水の影響を受け海岸汀線が減退したと聞いている。今回の拡幅による海岸への影響はどの程度予測されているのか。また、影響がある場合の対策などは具体的にどう考えるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大河津分水路の改修によって新潟市域へ流れる土砂の量がこれまでと大きく変わるとは考えていない。閑屋浜、新潟海岸、西海岸等の侵食については、水系全体での土砂の移動をどう考えるかという総合土砂管理として捉えており、今回の変更原案においても総合土砂管理に関して調査等を進め、課題検討していくとしている。</li> </ul>	下流部会
第6章 信濃川流域における流域治水の取組			P104	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の整備計画変更のキーワードは流域治水であるが、流域という言葉を治水だけではなく河川行政全般の中にもっと滲み出していく契機にして欲しい。魅力ある地域づくりの中に河川をどう位置づけていくかという方向性がもう少し強め打ち出されてもよい。</li> <li>重要な指摘である。河川の治水自体にとどまらず、地域計画とか全体的な視点として非常に重要があるので、今後、可能な範囲で検討いただきたい。</li> </ul>		下流部会
				26	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域治水は広範囲の市民に影響があるので、広く認知される広報のあり方を考えて進めるべきである。</li> </ul>		下流部会
第6章 信濃川流域における流域治水の取組	第1節 洪溢を引きだけ防ぐ・減らす対策	第4項 水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進	P106	27	<ul style="list-style-type: none"> <li>田んぼダムは特に下流域において有効な方法であると理解しており、(資料2の16ページ目の取り組み状況から)実績として増えてきているが、実際にどの程度の治水効果を上げているかという有効性の評価は今後の課題である。常に有効性の評価ということを念頭に置いて、今後も進めていくべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>田んぼダムに関しては、うまくいっている事例として見附市がある。見附市長は地元の土地改良区の方々に、上流は下流の人を思いやる、下流は上流の人を思いやる気持ちでどうか協力してくれないと訴え、田んぼダムが普及したと聞いている。農林水産省とも協議しながら、よりよく進んでいくよう流域治水協議会等で議論していく。</li> </ul>	下流部会
				28	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる関係者が協働する流域治水であるということから、実際に被害を受ける生活者住民とか、あるいは事業者、農業者とかそういう人たちを巻き込んでいく必要がある。</li> </ul>		下流部会
				29	<ul style="list-style-type: none"> <li>田んぼダムの効果を定量化するためには科学的な知見やモニタリングが必要ではあるが、意識づけを含めて住民や農業者を巻き込んでいくことを地元の農業協同組合とか自治体と協力して進めるべきである。</li> </ul>		下流部会
		-	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備計画の変更として項目の見直しがされているが、資料3の3ページ目で示された対策のロードマップは、この変更に基づいて示されたロードマップなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料3のロードマップは、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトの令和9年までの計画として示しており、今回の河川整備計画の変更は、この計画を反映している。</li> </ul>	下流部会	

## ○ご意見

- 地域住民はすぐに令和元年東日本台風に対応した整備が完了すると誤解する可能性があるため、整備には時間を要するという趣旨を記載する必要があるのではないか。
- 費用と工事工期の両面から、すぐに整備を完了することはできないため段階的に実施する旨を付け加えることが必要ではないか。

## ○対 応

変更(原案) P4

第1章 第3節 計画の対象期間

本計画は、信濃川水系河川整備基本方針に基づき、河川整備の当面の目標及び実施に関する事項を定めるものであり、その対象期間は、計画変更時より概ね30年間とします。

変更(原案) P62

第4章 第1節 第1項 2. 整備の目標

河川整備基本方針で定めた目標に向けて、過去の洪水における洪水特性や現在の河川整備状況、背後の利用状況、上下流、本支川の整備バランス等、総合的に勘案し、段階的かつ着実な河川整備を実施することで戦後最大規模の洪水に対し災害の発生の防止又は軽減を図ります。

変更(原案) P66

第5章 第1節 第1項 1. 洪水の安全な流下対策

河口部で洪水処理を担う大河津分水路の改修を優先的に進めるとともに、上流部、中流部の安全性が段階的に向上するよう河道掘削、築堤等の整備を実施します。

## ○ご意見

- 資料一4-1の22ページ、タイムラインの中で、コミュニティタイムラインとマイ・タイムラインの記載がある。コミュニティタイムラインの作成主体はコミュニティ、それからマイ・タイムラインの作成主体は家族であり、国ではない。あくまで国はこれらのタイムライン作成の技術的な支援をする立場であることを、誤解を受けてないように記載していただきたい。

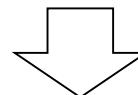
## ○対 応

修正前 : 変更(原案)での記載

変更(原案) P107

## 第6章 第3節 第1項 マイ・タイムライン等の作成・普及

住民の避難を促すための取組として、流域の関係機関と危機感を共有する流域タイムラインの整備と訓練、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムラインや地域単位の避難行動計画を定めるコミュニティタイムラインなどの作成の普及・支援を実施します。

修正後 :第6章 第3節 第1項 マイ・タイムライン等の作成の**支援**・普及

住民の避難を促すための取組として、流域の関係機関と危機感を共有する流域タイムラインの整備と訓練、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムラインや地域単位の避難行動計画を定めるコミュニティタイムラインなどの作成への**支援を行い、その普及を図っていきます。**

## ○ご意見

- 流域全体でその価値を考えていく中で、信濃川の特に下流域は、自然環境以外に都市の環境も含めた河川の状況であることについて、資料4-2の91ページ目については、河川の景観が自然中心の書きぶりになっている。やすらぎ堤の整備により、都市の中に大きな河川があって、そこ人が集って利用するという魅力的な空間は、全国的にもまれな都市空間であるので、関係機関との連携もあるが、その部分について、もう少し記載をされた方がよい。

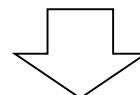
## ○対 応

## 修正前：変更(原案)での記載

変更(原案) P91

第5章 第1節 第3項 2. 良好な景観の保全・創出

信濃川には、流域住民が誇り、観光に活用可能な「日本一の大河信濃川」固有の景観があります。河川工事による景観の単調化を極力小さくし、信濃川水系らしい景観の保全・創出を図ります。また、川の中から見た景観を含め、周辺の自然環境や地勢(河岸段丘や広がりのある田園風景)及び流域の歴史、文化、風土と調和した河川整備を推進します。



## 修正後：

第5章 第1節 第3項 2. 良好な景観の保全・創出

信濃川には、流域住民が誇り、観光に活用可能な「日本一の大河信濃川」固有の景観があります。河川工事による景観の単調化を極力小さくし、信濃川水系らしい景観の保全・創出を図ります。また、川の中から見た景観を含め、周辺の**都市環境や自然環境及び地勢**(河岸段丘や広がりのある田園風景)、流域の歴史、文化、風土と調和した河川整備を推進します。

## ○ご意見

- 流域全体でその価値を考えていく中で、信濃川の特に下流域は、自然環境以外に都市の環境も含めた河川の状況であることについて、資料4-2の91ページ目については、河川の景観が自然中心の書きぶりになっている。やすらぎ堤の整備により、都市の中に大きな河川があって、そこ人が集って利用するという魅力的な空間は、全国的にもまれな都市空間であるので、関係機関との連携もあるが、その部分について、もう少し記載をされた方がよい。

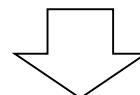
## ○対 応

## 修正前：変更(原案)での記載

変更(原案) P91

第5章 第1節 第3項 3. ふれあいの場の整備

また、下流部では、舟運等の水面利用やイベントなどの高水敷利用等、広く河川が利用されやすい環境構築に向けた取組を推進します。実施にあたっては、利用実態や舟運に適した環境の調査等により効果的な取組を検討します。



## 修正後：

第5章 第1節 第3項 3. ふれあいの場の整備

また、下流部では、**やすらぎ堤をはじめとする河川空間が、都市部における貴重なふれあいの場として水辺利用やイベントなどの高水敷利用、舟運等の水面利用等、広く河川が利用されやすい環境構築に向けた取組を推進します。実施にあたっては、地域のニーズや利用実態、舟運に適した環境の調査等により効果的な取組を検討します。**

# 第5回信濃川水系流域委員会 議事概要

## 第5回信濃川水系流域委員会 議事概要

開催日時：令和4年2月16日（水）11:00～12:00

場所：北陸地方整備局 5階 会議室 および各委員所属場所等

議事次第：

1. 開会
2. 挨拶
3. 出席者の紹介
4. 議事
  - (1) 第2回部会 開催概要（報告）
  - (2) 河川整備計画変更（原案）に対するご意見について
5. 閉会

### ○議事

#### （1）第2回部会 開催概要（報告）

①第2回信濃川水系流域委員会部会 開催概要（資料-1）

#### （委員長）

- 第2回信濃川水系流域委員会の上流部会、中流部会、下流部会がそれぞれ開催され、河川整備計画変更（原案）に対する意見聴取、4事業の事業再評価について「事業継続」とする対応方針（原案）が承認されたことの報告について、確認した。

#### （2）河川整備計画変更（原案）に対するご意見について

②河川整備計画変更（原案）に対するご意見について（資料-2）

#### （委員A）

- 上流部会でのタイムラインに関する記載の修正について、了解した。

その他、変更原案に対する意見はありませんでした。

他の意見は以下のとおりです。

#### （委員長）

- 住民の避難が正確に行われるためには、マイ・タイムラインの整備が重要であり、その作成主体はあくまで住民である。住民一人一人の意識が明確になり、それに基づいてタイムラインが主体的に作成されることが、実際の避難行動に結びつくベースとなる。  
今後ともそのような方向で様々な対策の普及等を図って欲しい。
- 河川整備に時間を要するという指摘について、河川整備計画は30年間というスパンで、段階的に進めていくものである。上流部、中流部の安全性の向上を図る上で、河口部の大河津分水路改修が極めて重要な事業である。

- 下流域の新潟市街地は河川周辺環境が都市環境であるという特徴があり、水辺利用などからの河川空間の構築が重要である。

3月1日から住民の意見聴取が予定されているが、委員会として是非住民からできる限り多くの意見が寄せられることが望ましく、情報の提供に関してできるだけ住民にアピールできるような方策を実施して欲しい。

（委員B）

- 流域治水を本格的に取り組まれるにあたり、治水に限らず流域の地域づくりと一体となった発想を今後打ち出して欲しい。また、本河川整備計画を進めるなかで、治水だけ、守りだけに留まるのではなく、より広い地域づくり全体の中で活かすという気概を、河川行政に関わる方々が持つて進めて頂ければ有り難い。

（委員長）

- 今ほどの意見は、流域委員会そのもののスタンスとして重要な意見である。信濃川のような大河川の河川整備計画は周辺に様々な影響を及ぼすものであり、地域づくり、地域計画に及んでくるもので、計画を進めるにあたっては地域の今後を考えることが大事である。

（事務局）

- 流域治水の考え方として、流域全体で、流域の地域づくり等を含めた施策は非常に重要だと認識しており、しっかりと対応していきたい。

以上